

平成29年度 第2回 四国中央市農業委員会  
総 会 議 事 錄

四国中央市農業委員会

## 平成29年度第2回農業委員会総会日程表

- 日 時 平成29年 5月 8日（月） 午後1時30分～
- 場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室
- 招集者 四国中央市農業委員会会長 石川有利
- 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
- 日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）
- 日程第9 議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第10 諒問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第11 諒問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（18名）

2番 石川有利

3番 星川安徳

4番	横尾 昇	5番	押条 和司朗
6番	篠原 義尚	7番	鈴木 俊一
8番	武村 美枝子	9番	妻鳥 和美
10番	高橋 博	11番	坂上 宏
12番	尾崎 靖雄	13番	鈴木 博美
14番	高橋 藤信	15番	辻 政春
16番	河村 薫	17番	齋藤 伊勢子
18番	則友 祝則	19番	石川 武将

#### 欠席委員（1名）

1番 大西 嘉一郎

#### 出席農地利用最適化推進委員（24名）

2番	藤田 紘正	3番	薦田 悅男
4番	森川 雅之	5番	高橋 忠明
6番	合田 慎太郎	7番	宇高 勉
8番	鎌倉 静雄	9番	石村 好典
10番	中泉 敏則	11番	石川 修平
12番	高橋 功	13番	立川 貞美
14番	三好 忠行	15番	河村 一碩
16番	合田 篤夫	17番	鈴木 一郎
18番	真鍋 義孝	19番	加地 照男
20番	渡邊 繁	21番	越智 寧
22番	尾崎 寿則	23番	近藤 良啓
24番	高橋 祥志	25番	鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

1番 脇 純樹

出席した職員

事務局長 曽我部 和司

次長 大西 唯文

係長 岡田 昇

係長 河村 由美子

係長 石川 考太

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。ゴールデンウィークも終わりまして、期間中は好天に恵まれ、農作業にさぞかしお疲れになつたことではないかと思っております。今日のように晴れた日は、農作業が非常に気になるのですが、3時間ほど総会の方にお付き合いをお願いします。今日は総会のあと、お手元に配布していますように愛媛県東予地方局産業振興課の三宅係長さんをお招きして、農地法の概要についての説明をしていただくことになっております。わからない所、いろいろあると思いますが、遠慮なくご質問等していただけたらと思っておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第2回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、1番 大西 嘉一郎委員、また農地利用最適化推進委員の、1番 脇 純樹委員より欠席届けがありましたのでお知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

15番 辻 政春委員、14番 高橋 藤信委員を指名いたします。

議長　　日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議長　　報告を求めます。岡田 昇君

岡田係長　受付番号4番～6番を議案書により報告

議長　　以上で報告を終わりました。

議長　　日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長　　議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長　議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを説明いたします。受付番号36、金生町下分田1筆の案件につきましては有償移転で受人の規模拡大ということで、条件第1号から第7号までにつきましては、問題ありません。水稻の作付予定のことです。受付番号37番、土居町上野と北野の田3筆の案件につきましては、祖母から孫への贈与となっております。条件第1号から第7号までにつきましては、問題ありません。水稻の作付予定のことです。受付番号38番、土居町北野の畠1筆につきましては、有償移転で渡し人の要望によるということで、条件第1号から第7号までにつきましては、問題ありません。作付は野菜、果樹の予定だそうです。受付番号39、土居町藤原4番耕地の田1筆については有償移転で、規模拡大。条件第1号から第7号までにつきましては問題ありません。水稻の作付予定のことです。受付番号40、土居町津根の田1筆については、有償移転で規模拡大ということです。条件第1号から第7号までにつきましては、問題ありません。果樹を栽培する予定のことです。受付番号41、土居町津根の田1筆につきましては、有償移転で譲渡人の要望によるということで条件第1号から第7号までにつきましては、問題ありません。水稻作付の予定だそうです。受付番号42については46番の案件と関連がありますので、同時に説明させていただきます。受付番号42、

土居町津根の田 2 筆は使用貸借です。受付番号 4 6、土居町野田の田 1 筆については、親から子への贈与ということです。受人の○○○○○さんですが新規就農者ということで、平成 29 年 4 月 28 日金曜日に河村 薫委員、辻 政春委員、曾我部局長と私で聞き取り調査をいたしました。年齢は 48 歳、農業経験は 30 年くらいあるそうです。両親は高齢で母親が体調を崩しており、父親ひとりで現在は営農をしているそうです。受人の○○さんは 4 姉妹で他の 3 人は遠くに住んでいるため、農業をずっと手伝っていたそうです。稲作、里芋、野菜等の全般について経験があるそうです。現在は週 5 日程度のパートをしているそうなんですが、子供の手がかからなくなる 4, 5 年先からは農業に専念したいということです。農機具については親から借りるということです。今後は後継者として父親が元気なうちに農業技術を習得して、農地を受け継いで維持管理をしていきたいということでした。条件第 1 号から第 7 号については、問題ありません。水稻や野菜を作付するそうです。続きまして、受付番号 4 3、土居町野田の田 1 筆については、有償移転で受人の○○さんが土地売却予定による代替地を探していて、それに見合った土地ということです。条件第 1 号から第 7 号までにつきましては、問題ありません。果樹、ハナシバの作付予定だそうです。受付番号 4 4 と 4 5 は農地の地番が同じですが、土居町野田の田 1 筆につきまして、4 4 番については賃貸借の小作権の移転ということです。4 5 番については有償移転、所有権の移転で、これも土地売却予定による代替地を探していて適当な土地があったということで、条件第 1 号から第 7 号までについては、問題ありません。果樹、野菜を栽培する予定だそうです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号 3 6 番 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 3 7 番

委 員 37番、38番異議ありません。

議 長 39番

委 員 異議ありません。

議 長 40番

委 員 40番、41番異議ありません。

議 長 42番

河村 薫委員 先ほど事務局から説明があったとおりでありますと、○○○○○さんが新規就農者で父親の○○○○○さんの高齢化に伴って、農業をあと経営移譲してやっていきたいということで、この前4人で審査をしました。○○○○○さんは48歳で30年前くらいから親がしている稻作、里芋、山の芋、野菜等、栽培から収穫まで手伝いながら農業のノウハウを身に着けてきた方で、農業に対する意欲が見られます。新規就農者になって、今後は遊休農地を作らないよう経営に努力するということですので、新規就農者として適正であると認めますので異議ありません。それと受付番号46と関連しておりますので、これは○○○○○さんは父親の家の近所に家を建てて住んでいるのですが、その南側の畑で野菜を栽培して管理しており、これは父親から贈与ということですが、異議ありません。

議 長 43番

河村 薫委員 43番、44番、45番ですが、先ほど説明があったように、○○○○○さんが○○○○○○株に農地の一部を売却したのですが、その土地にハナシバ、柑橘を植えていたのですが、その代替地を求めて移転したいということでありますと、43番は○○○○○さんの1筆44番、45番については上地と底地が違う関係で○○○○○さんの小作権、○○○○○さんの所有権の移転ということで、もうすでにこの現地については、ハナシバや柑橘を植えてやっておりますし、○○○○○さんも年齢が60代そこそこのありますので、農業への意欲もありますので、今後、遊休農地にならないように農地を管

理することですので、異議ありません。

議長 他に質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求める。河村 由美子さん

河村係長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。今回申請は1件、412平方メートルです。受付番号7、土居町津根の案件については、申請人、○〇〇、借家住まいをしている子供に住んでもらうための個人住宅の建築です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。以上です。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 受付番号7番 質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長 議案第3号、農地法第5条第1項の許可後の事業計画変更申請は6件、3,271平方メートルです。受付番号9、金生町山田井の案件については、当初計画者の○○○は妻の父の土地に自己住宅を建てるため許可を受けたが、そのまま実家に住むことになったため断念。継承者は受付番号10と5条許可申請地と含めて5棟の建売住宅を建築しようとするものです。立地基準、一般基準ともに合致し止むを得ないと思われます。受付番号10、金生町山田井の案件については、当初計画者の○○○○○○は、城ヶ谷団地の建設に伴い、自宅兼店舗を建築するため造成したが、家族の反対に合い、断念。継承人は受付番号9と5条許可申請地と含めて建売住宅を建築しようとするものです。立地基準、一般基準ともに合致し止むを得ないと思います。受付番号11、上柏町の案件については、(株)○○○○○○○○○は多数の顧客からの引き合いが予測以上であったため、隣接する農地を譲り受け、分譲区画を9区画から13区画に変更するものです。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号12、中曾根町の案件については、当初計画者の○○○○は諸事情により転用を行えなくなり、管理に困っていました。継承者の○○○○有限会社は農地を譲り受け、隣接

する一体利用地と併せて賃貸共同住宅を建築するものです。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号 13、寒川町の案件については、○○○○株は売上拡大のため倉庫建築を計画しましたが、景気後退の時期であり倉庫建築を見合わせていました。今般経済も安定し、売上も右肩上がりとなり、従業員も増えたので、まずは従業員や来客用の駐車場が不足している状態を解消したく、今回事業計画を変更し、早急に駐車場確保を図るものです。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号 14、土居町天満の案件については、当初計画者の○○○○は許可後体調を崩し、諸事情により転用できなくなり管理に困っていました。継承人の○○○はアパート住まいのため、手狭となり、今回申請地を譲り受け自己住宅を建築するものです。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で補足説明があればよろしくお願ひします。

議長 受付番号 9 番 質疑ありませんか。

委員 9 番、10 番異議ありません。

議長 11 番

委員 異議ありません。

議長 12 番

委員 異議ありません。

議長 13 番

委員 異議ありません。

議長 14番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

齋藤委員 12番の許可日は昭和43年ですよね。また古いのが出てきましたね。

曾我部局長 結構古いのが残っているようです。20年、30年前は農業委員会で許可が取りやすかったかどうか、事業計画なしでも許可が取れていた時期があったようです。そういうのが残っているようで、今現在農地で残っているような所については、固定資産税については宅地介在田ということで高額な固定資産税になっているのですが、農地のままで残っていると5条の転用申請も出していただかないと許可がでないということで、このように出てきている状態です。今現在は転用の許可が出て6ヶ月後に事務局職員が必ず見回りに行くようにしています。6ヶ月経って転用の状態ができていなければ、再度促して早く転用するように、事業計画と照らし合わせて指導するようにしていますので、ここ数年については長い間残るという案件は出てこない状況になっていると思います。

齋藤委員 1年に1回くらいは出て来るのでね。

曾我部局長 每月6ヶ月前の点検を行っていますが、手付かずになっているのが、毎月1、2件ありますので、譲受人に対してはその旨伝えて、早く転用するように促します。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、変更相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、4件2, 678平方メートルです。受付番号52、金生町山田井の案件については、自然環境に恵まれ、小学校も徒歩10分圏内の申請地を譲り受け5区画に造成し、建売住宅を建築する申請です。受人○○○○○○株式会社、代表取締役 ○○○。地番○○○○一〇は事業計画変更受付番号9の案件です。なお所要面積は事業計画変更受付番号10と雑種地1筆を合わせて917.24平方メートルになります。なお、地番1389-1は既に造成されており、違反転用ですが、始末書が出ております。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号53、上柏町の案件については、事業計画変更受付番号11と合わせて住居環境に恵まれた申請地に分譲宅地を13区画とする申請です。受人(株)○○○○○○○○○○代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号54、上柏町の案件は、受人・渡人合致の敷地拡張です。受人、○○○○。既に造成して違反転用ではありますが、始末書が提出されています。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号55、土居町上野の案件については、受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人、有限会社○○○○○○○○、代表取締役○○○○。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 受付番号 52番

星川委員 地番〇〇〇〇〇〇については違反転用が見られますが、始末書が提出されておりますので、異議ありません。

議長 53番

委員 53番、54番異議ありません。

議長 55番

委員 異議ありません。

議長 他に質疑はございませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第7、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君  
(岡田係長、受付番号61番～74番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号75番から78番については再設定であります。

議長 それでは受付番号61番、質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 62番

委 員 異議ありません。

議 長 63番

議 長 63番、64番、65番異議ありません。

議 長 66番

委 員 異議ありません。

議 長 67番については、該当する委員さんがいらっしゃいますので、  
これを飛ばして、68番を先にやります。68番。

委 員 68番、69番、70番異議ありません。

議 長 71番

委 員 異議ありません。

議 長 72番

委 員 異議ありません。

議 長 73番

委 員 73番、74番異議ありません。

議 長 それでは、67番を除いて、61番から66番、68番から74番、再設定の75番から78番までを採決いたします。支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号の67番以外の案件については支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 続いて67番について採決いたしますが、関連がありますので、尾崎靖雄委員の退席を命じます。

(尾崎靖雄委員 退席)

議 長 それでは、議案第5号の67番について、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって議案第5号の67番については、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 尾崎靖雄委員の入場を認めます。

(尾崎靖雄委員 入場、着席)

議 長 日程第8、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君  
(大西次長、受付番号1番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委 員 異議ありません。

議 長 他に、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第9、議案第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 唯文君  
(大西次長、受付番号2番、議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

委員 異議ありません。

議長 他に、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第7号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第7号は、適格者である証明をすることに決します。

議長　日程第10、諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止についてを議題といたします。

議長　議案の説明を求めます。大西 唯文君  
(大西次長、受付番号5番～7番を議案書により説明)

議長　これより、質疑にはいります。

議長　受付番号5番、質疑はありませんか。

薦田推進委員　利害関係者であります土地改良区、隣接土地所有者の同意がありますので、問題ないかと思います。

議長　6番

横尾委員　私は土地改良区の役員でもあるので、現場確認をいたしましたがその周囲に中央に流れている川、その他いろいろとありますけれども、その代わりに南から東まで、東から西まで、外周を回る形で水路が確保されるということで問題ないと思います。

議長　7番

委員　異議ありません。

議長　他に、質疑はありませんか。

議長　格別ないようですので、これより採決いたします。

議長　諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員　拍手全員

議長　拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長　日程第11、諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議長　議案の説明を求めます。河村 由美子さん  
(河村係長、受付番号2番を議案書により説明)

議長　これより、質疑にはいります。

議長　受付番号2番、質疑はありませんか。

委員　異議ありません。

議長　他に、質疑はありませんか。

議長　格別ないようですので、これより採決いたします。

議長　諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員　拍手全員

議長　拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長　以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議長　これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

鈴木一郎推進委員　先ほどの議案第6号の所有権移転について説明があったのですが、私も初めてですのでこれはどういう制度なのか。

曾我部局長　制度的には農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画と

ということで、まず集積計画というのを立てなければいけない。集積計画を立てた土地が農業振興地域の農用地であって、所有権を取得する人が担い手、認定農業者に譲り渡すという条件があります。こういう状況である農地であれば、特別控除を認める制度があります。特別控除については800万円までは所得税が無税になり、譲り受けた方は法務局への登記費用等が代書屋さんを通すとかかりますが、職権で登記することになりますので、農業委員会の事務局が登記の作業を行います。よって登記費用がいらない。登録免許税も0.8パーセントということで、かなり低くなるので、ほとんど経費がかからず、農地の所有権移転ができるということで活用いただいている制度ですが、なかなか知られていなくて利用されている方が少ないので、今後出て来るだろうと思っております。もしそういう案件があれば、事務局にお知らせいただいたら事務局の方で聞き取りをいたしますので、松山税務署へも事前に協議しなければならないので、事前に言っていただくと調整できると思います。よろしくお願ひします。

議長 他になにかご質問等はございませんか。

局長 事務報告

議長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第2回四国中央市農業委員会臨時総会を開会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間（14：35）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署名人

四国中央市農業委員会

議長

石川有利

委員

辻 政春

委員

高橋 謙信